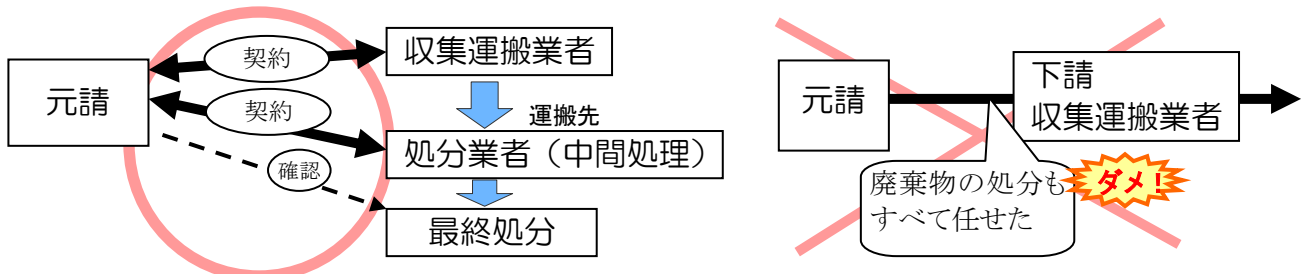


建設工事の工事請負契約における産業廃棄物の処理委託について

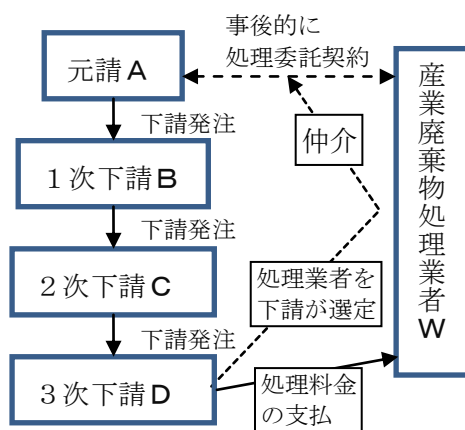
●廃棄物処理契約、処理料金支払いの原則

建設工事に伴う産業廃棄物については、元請業者（以下「元請」という。）と収集運搬業者、元請と処分業者とでそれぞれ処理委託契約書を締結しなければなりません。下請負人（以下「下請」という。）に廃棄物の処理を一任することは廃棄物処理法に違反します（廃棄物処理法 21 条の 3 第 1 項）。



処理料金の支払方法は、廃棄物処理法では規定していませんが、不法投棄等の不適正処理を防止するためにも、**元請から収集運搬業者、処分業者へ直接支払われることが望ましい**と考えられます。

●工事下請契約における廃棄物処理契約の不適切な事例



左の事例では、元請Aから下請B、C、Dに工事の施工と廃棄物の処理を一括して発注して、工事の施工も廃棄物の処理も下請に一任されています。下請Dが選定した処理業者Wと元請が事後的に産業廃棄物処理契約書を作成しているものの、処理料金は下請から処理業者に支払われます。

このようなやり方は、当該下請発注の時点において、下請に廃棄物の処理を一任し、委託したものとみなされ、廃棄物処理法違反（同法 12 条第 5 項又は同条第 6 項違反：委託基準違反）を問われる可能性が高い発注形態といえます（環廃対発第 110204004 号 第 17、4 第 5 段落（p8 下段）参照）。少なくとも、

下請・孫請等により不適正処理や無許可運搬等がなされたときには、元請が管理できていないことから**下請に廃棄物の処理を任せたとみなされ、一連の下請発注自体が違法な委託と判断されます！！**

●望ましい工事下請契約等について

契約や処理料金の支払方法は様々な形態がありますが、廃棄物の処理に係る部分は元請による管理が徹底されることが必要です。工事下請契約に当たっては建設業法で定めることの外、以下の留意が必要となります（「建設副産物適正処理推進要綱の解説」（建設副産物リサイクル広報推進会議）参照。）。

- ・まず、工事の一括下請負の発注・受注は建設業法で原則禁止されていること、多重の一括下請が廃棄物の不適正処理の温床となっていることから、廃棄物処理法でもブローカー行為（受託したのに自ら処理せず他人に再委託する行為）は原則禁止であること（同法 14 条第 15 項、同条第 16 項）。
- ・廃棄物処理費は元請からの直接払いが望ましいこと。
- ・建設リサイクル法においても、工事下請契約に廃棄物処理料金が含まれている場合は、工事下請契約書の中で、廃棄物を処理する施設、処理料金をあらかじめ指定・明記することが義務化されており（建設リサイクル法 13 条）、下請に廃棄物の排出量と処理単価、処理業者等を一任してはならないこと。
- ・元請が、産業廃棄物処理業者との間で産業廃棄物処理委託契約書を取り交わし（廃棄物処理法 12 条第 6 項）、マニフェストを正しく交付して、契約した処理業者に確実に廃棄物を引き渡すこと。